

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	予防接種法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

魚沼市は、予防接種法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

魚沼市長

公表日

令和8年3月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種法に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法に基づき、政令で定めるものについて、予防接種により住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行っている。また、予防接種事務の報告等の事務を行っている。</p> <p>予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <ul style="list-style-type: none">①予防接種の実施及び接種履歴管理②予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力③給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査④給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査⑤予防接種実費徴収 <p>なお、これらの事務に関して、番号法及び利用特定個人情報提供省令に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会を行う。</p>
③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表項番14
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 項番 27、28、29
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部健康増進課
②所属長の役職名	市民福祉部健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務政策部総務人事課 新潟県魚沼市小出島910 025-792-1000
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務政策部総務人事課 新潟県魚沼市小出島910 025-792-1000
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業	
[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>申請者からマイナンバーの提供を受けた場合は、記載されたマイナンバーの真正性確認を行い、住基ネット照会を行う場合は、4情報又は住所を含む3情報による照会を行っている。また、事務に必要なマイナンバーを入手することのないよう、申請書様式を定めている。さらに、特定個人情報の記載がある申請書等は、施錠できる書棚に保管し適切に管理している。他に個人情報を含む書類を送付するときには、ダブルチェックを行っている。以上の対策を行い、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考える。</p>

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する</div> <div style="text-align: right;">[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</div> <div style="text-align: left;"><選択肢></div> <div style="text-align: left;">1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</div> <div style="text-align: left;">6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">9) 従業員に対する教育・啓発</div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div>
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、人事異動のたびにアクセス権限の適切な管理を行っている。また、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧可能となるようアクセス制限を設定している。以上の対策を行い、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策については「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月8日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	2014/11/12	2018/4/1	事後	
平成30年8月8日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	2014/11/12	2018/4/1	事後	
平成30年8月8日	5. 評価実施機関における担当部署	健康課長 金澤真	健康課長	事後	様式変更によるもの
令和1年6月3日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	①部署 健康課 ②担当者の役職名 健康課長	①部署 市民福祉部健康増進課 ②担当者の役職名 市民福祉部健康増進課長	事後	
令和1年6月3日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	魚沼市総務課 新潟県魚沼市小出島130-1 025-792-1000	魚沼市総務政策部 新潟県魚沼市小出島130-1 025-792-1000	事後	
令和1年6月3日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	魚沼市総務課 新潟県魚沼市小出島130-1 025-792-1000	魚沼市総務政策部 新潟県魚沼市小出島130-1 025-792-1000	事後	
令和1年6月3日	Ⅱ しきい値判断項目	1、対象人数 いつ時点の計数か 平成30年4月1日 時点 2、取扱者数 いつ時点の計数か 平成30年4月1日 時点	1、対象人数 いつ時点の計数か 平成31年4月1日 時点 2、取扱者数 いつ時点の計数か 平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月3日	Ⅳ リスク対策			事後	様式追加によるもの
令和3年9月17日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	魚沼市総務政策部 新潟県魚沼市小出島130-1 025-792-1000	魚沼市総務政策部 新潟県魚沼市小出島910 025-792-1000	事後	市役所庁舎移転に伴う変更
令和3年9月17日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	魚沼市総務政策部 新潟県魚沼市小出島130-1 025-792-1000	魚沼市総務政策部 新潟県魚沼市小出島910 025-792-1000	事後	市役所庁舎移転に伴う変更
令和8年3月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会を行う。	なお、これらの事務に関して、番号法及び利用特定個人情報提供省令に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会を行う。	事後	
令和8年3月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	I-3中 番号法第9条第1項、別表第一項番10 I-4中 番号法第19条第7号、別表第二(別表第二における情報照会の根拠)項番17、18、19	I-3中 番号法第9条第1項、別表項番14 I-4中 番号法第19条第8号 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠)項番27、28、29	事後	法令改正によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月11日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	魚沼市総務政策部 新潟県魚沼市小出島910 025-792-1000	総務政策部総務人事課 新潟県魚沼市小出島 910 025-792-1000	事後	
令和8年3月11日	II しきい値判断項目	1、対象人数 いつ時点の計数か 平成31年4月1日 時点 2、取扱者数 いつ時点の計数か 平成31年4月1日 時点	1、対象人数 いつ時点の計数か 令和7年4月1日 時点 2、取扱者数 いつ時点の計数か 令和7年4月1日 時点	事後	
令和8年3月11日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業 11.最も優先度が高いと考えられる対策			事後	様式追加によるもの